６ 障害者支援施設等

障害者支援施設は、夜間における入浴、排せつ等の介護を行う施設入所支援サービスのほか、日中活動を支援するためのサービスを行っています。

その他、日中活動を支援するためのサービスとして生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援等を行う事業所もあります。

これらの障害者支援施設等に対する実地指導権限は、都と区市町村とにあります。都は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第11条第２項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

また、児童福祉施設のうち、障害児入所施設については、児童福祉法第24条第15項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

（1） 令和元年度　検査実施状況

障害者支援施設等及び障害児入所施設については、全体の8．0％に当たる167事業に対して実地指導を行いました。また、239事業に対して集団指導を行いました。

ア 実地指導

（単位：事業）

種別	対象数(a)	実地指導数(b)	うち文書指摘事業数	実施率(b/a)
障害者支援施設等	2,064	161	123	7.8%
障害児入所施設	20	6	3	30.0%
計	2,084	167	126	8.0%

障害児入所施設については、八王子市に所在する施設を含みます。

イ 集団指導

参加事業数	主な内容
239	・実地指導で見受けられる事例 ・虐待防止、人権擁護 ・事業運営に関する留意事項 ・障害者施策の動向等

（2） 主な指摘事項

ア 障害者支援施設等

実地指導を行った161事業のうち、123事業が何らかの文書指摘を受けています。その123事業のうち、107事業が「利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと」について指摘されています。

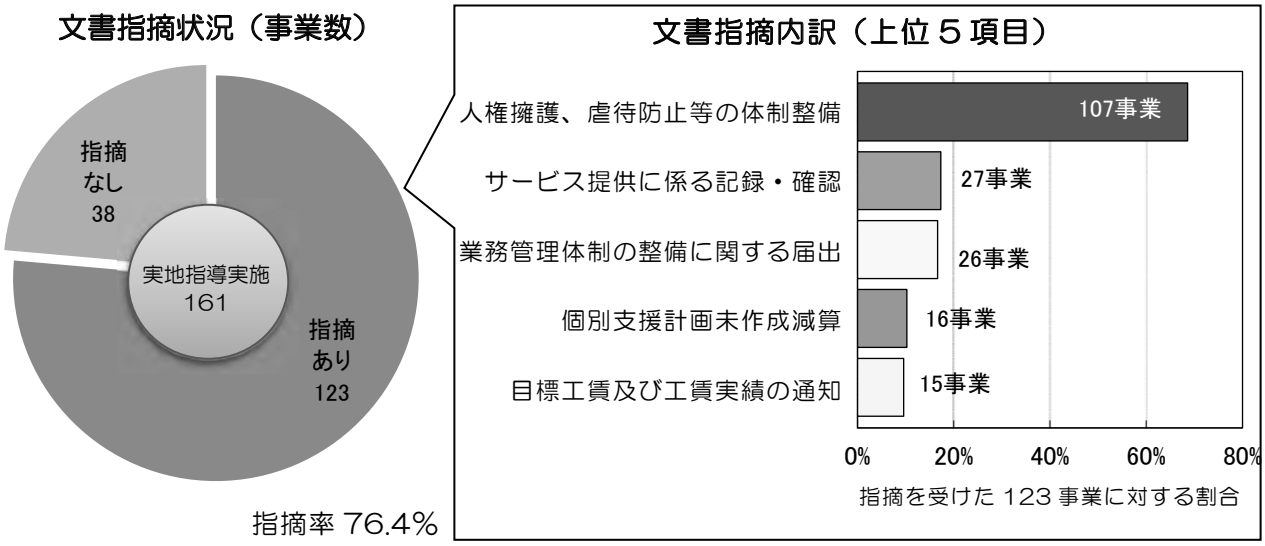

指摘の具体事項例	文書指摘事業数
➢ **利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと。** ◇ 障害者虐待防止に係る研修を実施していない。 ◇ 虐待防止の責任者や虐待防止のための委員会等内部組織を設置していない。 （虐待防止法第15条、都条例第136号第3条第3項、都条例第155号第3条第3項、障害者虐待の防止と対応の手引き）	107
➢ **サービス提供に係る記録又は確認を適正に行うこと。** ◇ サービスの提供を行った際に、サービスの提供日、内容その他必要な事項をその都度記録していない。また、記録について利用者から確認を受けていない。 （都条例第136号第24条、都条例第155号第58条、第93条・第147条・第170条・第183条・第188条・第192条の12（各条とも第23条準用）、第154条）	27

➢ **業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていないので是正すること。** ◇ 法令遵守責任者を選出しておらず、業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていない。 （支援法第51条の２第１項及び第２項、支援法規則第34条の27、第34条の28第１項）	26
➢ **個別支援計画未作成減算を適正に算定すること。** ◇ 個別支援計画が未作成のままサービスを提供していた。また、報酬を減算することなく請求していた。 （都条例第136号第3条第1項、都条例第155号第3条第1項、報酬告示別表第５の１の注9（２）・第6の1の注5（２）・第9の1の注3（２）・第10の１の注４（２）・第11の１の注6（２）、第12の１の注5（２）・第13の1の注4（２）、第14の1の注5（２）、第14の2の注３（２）、留意事項通知第二の1（10））	16
➢ **当該年度の目標工賃と、前年度の工賃実績を利用者に通知すること。** ◇ 年度ごとに、目標とする工賃の水準を設定し、当該目標とする工賃の水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知していない。 （都条例第136号第35条第４項、第155号第187条第４項）	15
➢ **その他** ◇　就労支援事業の会計基準に定める明細書を作成すること。 ◇　事故発生時に行政処理、家族等へ連絡がされていなので是正すること。 ◇　欠席時対応加算の算定が適正に行われていないので是正すること。　等	109 （延べ）
合計（延べ）	300

【根拠法令等】
＊虐待防止法
　＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
＊支援法
　＝平成17年11月7日法律第123号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
＊支援法規則
　＝平成18年2月28日厚生労働省令第19号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」
＊障害者虐待の防止と対応の手引き
　＝平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
＊報酬告示
　＝平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
＊留意事項通知
　＝平成18年10月31日障発第1031001号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う留意事項について」
＊都条例第136号
　＝平成24年12月13日東京都条例第136号「東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
＊都条例第155号
　＝平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

イ 障害児入所施設

実地指導を行った6事業のうち、3事業が何らかの文書指摘を受けています。その3事業のうち、2事業が「障害児の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘事業数
➢ **障害児の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと。**	2
◇ 虐待防止の責任者の設置、職員への周知徹底、研修の実施が不十分等、虐待防止のための体制の整備を行っていない。 （都条例140号第３条第４項、虐待防止法第15条、障害者虐待の防止と対応の手引き）	
➢ **入所支援計画未作成減算を適正に算定すること。**	1
◇ 入所支援計画が未作成のままサービスを提供していた。また、報酬を減算することなく請求を行っていた。 （条例第140号第３条第１項、報酬告示別表第１の１の注２の（2）・第2の1の注2の（2）、留意事項通知第二の１の（7））	
➢ **その他**	2（延べ）
◇ 地域移行加算の算定が適正に行われていない。 ◇ 領収証を交付していない。	
合計（延べ）	5

【根拠法令等】
＊虐待防止法
＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
＊障害者虐待の防止と対応の手引き
＝平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
＊都条例140号
＝平成24年12月13日東京都条例第140号「東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
＊施設・事業所における事故等防止対策の徹底について
＝平成３１年4月17日東京都福祉保健局障害者施策推進部「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（依頼）」
＊報酬告示
＝平成24年3月14日厚生労働省告示第123号「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」
＊留意事項通知
＝平成24年3月30日障発第0330号第16号「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

（3） 指導事例

ア 障害者支援施設等

（個別支援計画未作成減算を適正に算定すること。）

○　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して指定障害福祉サービス（以下「サービス」という。）を提供しなければなりません。
　また、個別支援計画を作成せずにサービス提供していた場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間、未作成の期間に応じ、所定単位数に所定の割合を乗じて請求しなければなりません。

○　しかしながら、東京都の実地指導においては、新規利用者の個別支援計画の作成が遅延するなどし、個別支援計画が未作成のままサービスを提供していたにもかかわらず、減算を行うことなく所定単位数を算定している事例が見受けられました。

○　このような事例に対して都は、個別支援計画の作成と併せて不適正な介護給付費について自主点検を行い、区市町村等の支給決定権者と協議の上、適切に処理するとともに、その結果を東京都に報告するよう指導を行っています。

【根拠法令等】
＊平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表第5の1の注9（2）、第6の1の注5（2）・第9の1の注3（2）・第10の１の注４（2）・第11の１の注6（2）、第12の１の注5（2）・第13の1の注4（2）、第14の1の注5（2）、第14の2の注３（2）
＊平成24年12月13日東京都条例第136号「東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第3条第1項
＊平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第3条第1項
＊平成18年10月31日障発第1031001号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う留意事項について」第二の1（10）

イ 障害児入所施設

（領収証を交付していないので是正すること。）

○　指定障害児入所施設は、入所給付決定保護者から入所利用者負担額等の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、支払った入所給付決定保護者に対して交付しなければなりません。

○　しかしながら、東京都の実地指導において、当該領収証の交付をしていない事例が見受けられました。

○　このような事例に対して都は、入所給付決定保護者から入所利用者負担額等の支払を受けた場合は、領収証の交付をするよう指導しています。

【根拠法令等】

＊平成24年12月13日東京都条例第140号「東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第21条第４項

7 障害福祉在宅サービス事業等
（障害福祉在宅サービス事業、障害児通所支援事業）

障害者総合支援法に基づく在宅サービスには、日常生活を営むことに支障がある在宅の障害者が生活全般の介護、家事等の支援を受ける居宅介護のほか、共同生活援助（グループホーム）などがあります。

これら障害福祉サービス事業に対する実地指導権限は、都と区市町村にあります。都は障害者総合支援法第11条第2項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

また、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業については、児童福祉法第57条の3の3第4項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

（1） 令和元年度　検査実施状況

障害福祉在宅サービス事業等については、全体の2．9%に当たる241事業に対して実地指導を行いました。また、513事業に対して集団指導を行いました。

ア 実地指導

（単位：事業）

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち文書指摘事業数	実施率 (b/a)
障害福祉在宅サービス事業	6,909	170	145	2.5%
障害児通所支援事業	1,290	71	68	5.5%
計	8,199	241	213	2.9%

障害児通所支援事業については、八王子市に所在する事業を含みます。

イ 集団指導

種別	参加事業数	主な内容
障害福祉在宅サービス事業	397	・実地指導における主な指摘事項 ・事業運営に関する留意事項 ・事業指定後の手続 ・虐待防止、人権擁護
障害児通所支援事業	116※	・実地指導における主な指摘事項 ・事業運営に関する留意事項 ・虐待防止、人権擁護

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため資料配布のみ

（2） 主な指摘事項

ア 障害福祉在宅サービス事業

実地指導を行った170事業のうち、145事業が何らかの文書指摘を受けています。その145事業のうち、130事業が「利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと」について指摘されています。

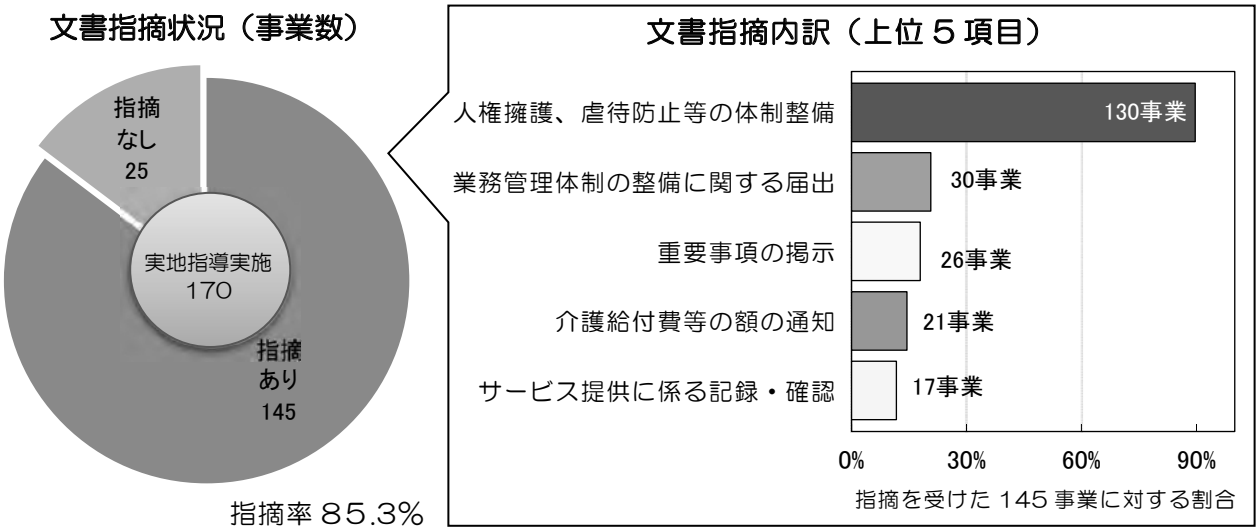

指摘の具体事項例	文書指摘事業数
➢ **利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと。** ◇　障害者虐待防止に係る研修を実施していない。 ◇　虐待防止の責任者や虐待防止のための委員会等内部組織を設置していない。 （虐待防止法第15条、都条例第155号第３条第３項、障害者虐待の防止と対応の手引き）	130
➢ **業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていないので是正すること。** ◇ 法令遵守責任者を選任しておらず、業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていない。 （支援法第 51 条の２第１項及び第２項、支援法規則第 34 条の 27、第 34 条の 28 第１項）	30

➢ **運営規程、従業員の勤務体制、協力医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。** ◇ 当該事業所の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。 （都条例第155号第35条、第43条、192条の20(第35条準用)、第108条・第199条・第199条の11・第199条の22（第92条準用）、平24年厚労令第27号第31条第１項、第45条（第31条第1項準用）	26
➢ **介護給付費等の額について通知を行うこと。** ◇ 法定代理受領により区市町村から支給を受けた介護給付費(又は訓練等給付費）の額を利用者に通知していない。 （都条例第155号第27条第１項、第43条・第108条・192条の20・第199条・第199条の11・第199条の22（各条とも第27条第１項準用）、平24年厚労令第27号第18条第1項、第45条（第18条第1項準用））	21
➢ **サービス提供に係る記録又は確認を適正に行うこと。** ◇ サービス提供の記録の際に、サービスを提供したことについて利用者の確認を得ていない。 （都条例第155号第23条、第43条・第108条・第192条の20(第23条準用)、第199条・第199条の11・第199条の22（第58条準用）、平24年厚労令第27号第15条第2項、第45条（第15条第2項準用））	17
➢ **その他** ◇ 秘密保持に必要な措置を講じていないので是正すること。 ◇ 従業者の勤務体制を定めていないので是正すること。 ◇ 利用者、その家族に関する情報を提供する際の同意を得ていないので是正すること。　等	190 （延べ）
合計（延べ）	414

【根拠法令等】
＊虐待防止法
　＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
＊障害者虐待の防止と対応の手引き
　＝平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
＊平24年厚労令第27号
　＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）
＊支援法
　＝平成17年11月7日法律第123号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
＊支援法規則
　＝平成18年2月28日厚生労働省令第19号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」
＊都条例第155号
　＝平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

イ 障害児通所支援事業

実地指導を行った71事業のうち､68事業が何らかの文書指摘を受けています。その68事業のうち、60事業が「障害児の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと」について指摘されています。

文書指摘状況（事業数）

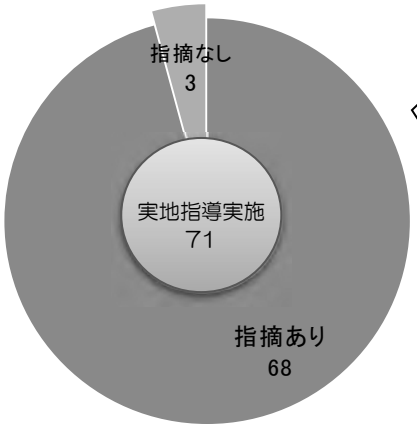

指摘率 95.8%

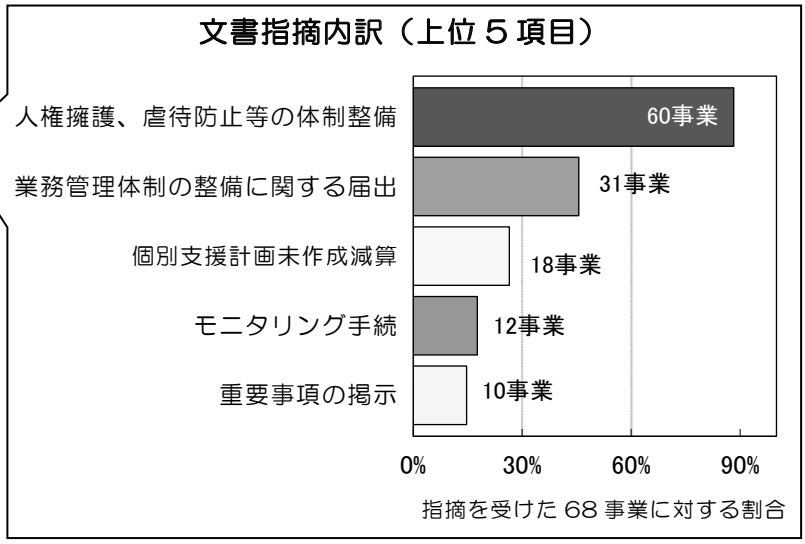

指摘の具体事項例	文書指摘事業数
➢ **障害児の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと。** ◇ 虐待防止の責任者の設置、職員への周知徹底、研修の実施が不十分等、虐待防止のための体制の整備を行っていない。 （虐待防止法第15条、都条例139号第３条第４項、障害者虐待の防止と対応の手引き）	60
➢ **業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていないので是正すること。** ◇ 法令遵守責任者を選任しておらず、業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていない。 （児福法第21条の5の26第１項及び第2項、児福法施行規則第18条の37、第18条の38第1号）	31
➢ **個別支援計画未作成減算を適正に算定すること。** ◇ 個別支援計画が未作成のままサービスを提供していた。また、報酬を減算することなく請求していた。 （条例第139号第３条第１項、第12条及び第76条（第12条準用）、報酬告示別表第1の1注3（２）及び第３の１注５（2)）	18

➢ **モニタリングに係る手続きが不適正なので是正すること。** ◇ モンタリング（計画作成後の実施状況の把握、利用者についての継続的なアセスメント等）を行っていない。また、その結果を記録していない。 （条例第139号第12条第8項及び第76条（第12条第8項準用））	12
➢ **重要事項を掲示していないので是正すること。** ◇ 運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。 （条例第139号第76条（第41条準用）	10
➢ **その他** ◇ 欠席時対応加算の算定が不適正なので是正すること。 ◇ 障害児通所給付費の額に係る通知をしていないので是正すること。 ◇ サービス提供の記録について利用者から確認を得ていないので是正すること。　等	90 （延べ）
合計（延べ）	221

【根拠法令等】
＊虐待防止法
　＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
＊障害者虐待の防止と対応の手引き
　＝平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
＊児福法
　＝昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」
＊児福法施行規則
　＝昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」
＊報酬告示
　＝平成24年3月14日厚生労働省告示第122号「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」
＊留意事項通知
　＝平成24年3月30日障発0330第16号「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」
＊都条例第139号
　＝平成24年12月13日東京都条例第139号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

（3） 指導事例

ア 障害福祉在宅サービス事業

（利用者等の情報提供の事前同意を適正に行うこと。）

○　指定障害福祉サービス事業者は、他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族に同意を得なければなりません。

○　しかしながら、東京都の実地指導において、あらかじめ文書により利用者又はその家族に同意を得ていないにもかかわらず、他の事業者等に対して利用者やその家族に関する情報を提供している事例が見受けられます。

○　このような事例に対して都は、他の事業者等に情報を提供するに先立って、利用者とその家族から文書により同意を得るよう指導を行っています。

【根拠法令等】
＊平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第36条第2項及び第3項、第43条・第108条・第192条の20・第199条・第199条の11、第199条の22（各条とも第36条準用）
＊平成18年12月6日障発第1206001号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」第三-3(24)②

イ 障害児通所支援事業

（障害児の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと。）

○　指定障害児通所支援事業者は、障害児の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければなりません。
　その他の必要な体制の整備の具体例としては、
　　① 内部組織（虐待防止のための委員会）の設置
　　② 防止ツール（マニュアル、チェックリスト、倫理規程等）の整備と、従業員への周知
　などがあります。

○　しかしながら、東京都の実地指導において、虐待防止の責任者が設置されていない事例、従業者に対する研修が実施されていない事例、防止ツールを作成していない事例などが見受けられます。

○　このような事例に対して都は、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を参考に、責任者の設置等の体制整備や研修等を行うよう指導を行っています。

【根拠法令等】
＊平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する

法律」第15条
＊平成24年12月13日東京都条例第139号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第3条第4項
＊平成30年６月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

８ 保護施設
（救護施設、更生施設、宿所提供施設）

保護施設に対する指導検査は、生活保護法第44条第1項の規定に基づき、関係法令及び通知による指導事項について検査を行うとともに、運営全般について助言、指導を行うことによって、適正な事業及び施設の運営並びに施設利用者に対する支援の向上を図ることを目的として、救護施設、更生施設及び宿所提供施設に対して実施しています。

令和元年度　検査実施状況

保護施設については、全体の57．1%に当たる16施設に対して実地検査を行いました。

なお、実地検査を行った16施設で、文書指摘を受けた施設はありませんでした。

（単位：施設）

種別	対象数(a)	実地検査数(b)	文書指摘施設数	実施率(b/a)
保護施設	28	16	0	57.1%

９ 児童福祉施設等（保育所･保育施設を除く。）
（児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム）

指導検査を行った児童福祉施設等は、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び自立援助ホームです。

指導検査は、児童福祉法の趣旨を踏まえ、児童が「適切に養育され」「その生活を保障され」「愛され、保護され」「その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られる」ために、児童福祉施設等に対し、運営管理、利用者支援及び会計経理の面から実施しています。

児童養護施設は、保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、養護し、併せてその自立を支援すること等を目的とした施設です。
児童養護施設の56か所を対象に、児童福祉法第46条の規定に基づいて指導検査を実施しています。

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて生活指導、学習指導、職業指導を通じて心身の健全な育成及び自立支援を図ることを目的とした施設です。
児童自立支援施設の2か所を対象に、児童福祉法第46条の規定に基づいて指導検査を実施しています。

乳児院は、保護者のいない場合及び保護者による養育が困難又は不適当な場合に、乳幼児を入所させて、養育する施設です。
乳児院の11か所を対象に、児童福祉法第46条の規定に基づいて指導検査を実施しています。

母子生活支援施設は、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を保護するとともに、自立の促進のために生活を支援する施設です。
母子生活支援施設の32か所を対象に、児童福祉法第46条の規定に基づいて指導検査を実施しています。

自立援助ホームは、中学卒業後、就職することにより児童養護施設等を退所した児童等に、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する施設です。
自立援助ホームの20か所を対象に、児童福祉法第34条の5の規定に基づいて指導検査を実施しています。

（1） 令和元年度　検査実施状況

児童福祉施設等については、全体の66．9%に当たる81施設に対して実地検査を行いました。

（単位：施設）

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
児童養護施設	56	53	12	94.6%
児童自立支援施設	2	2	1	100.0%
乳児院	11	11	5	100.0%
母子生活支援施設	32	8	1	25.0%
自立援助ホーム	20	7	3	35.0%
計	121	81	22	66.9%

児童福祉施設等については、八王子市に所在する施設（母子生活支援施設を除く。）を含みます。

（2） 主な指摘事項

ア 児童養護施設

実地検査を行った53施設のうち、12施設が何らかの文書指摘を受けています。その12施設のうち、10施設が「防災訓練（避難・消火・地震等）を適切に実施すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘 施設数
➢ **防災訓練（避難・消火・地震等）を適切に実施すること。** ◇ 非常災害に対応する具体的計画に基づき、不断の注意と訓練をするように努めなければならず、避難訓練及び消火訓練については月１回以上実施しなければならないが、避難訓練及び消火訓練を実施していない月があった。 （都条例第43号第20条第2項、都規則第47号第5条）	10
➢ **事故発生時対応マニュアル等のマニュアルについて、定期的に見直しを行うこと。** ◇ 利用者の事故防止のための措置として、職員の不注意や危機意識の欠如等により児童の安全が脅かされることのないよう、具体的な取組として、事故発生時対応マニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、定期的に見直しをしなければならないにもかかわらず、見直しを行っていない。 （児童養護施設運営指針第Ⅱ部5）	1

➢ **構造、設備等に危険な箇所があるので是正すること。** ◇ 児童の危険防止のため、安全確保に十分な配慮をしなければならないが、ユニット内に設置したテレビや箪笥等の転落防止対策及び窓からの落下防止対策が不十分である。 （都条例第43号第5条第3項）	1
➢ **消防計画を適切に作成すること。** ◇ 児童の安全確保を図るため、消防法令に定める項目を満たした消防計画を策定し、所轄の消防署に届け出なければならないが、消防計画の中の事業所防災計画に帰宅困難者対策を定めていない。 （東京都震災対策条例第10条、東京都帰宅困難者対策条例第4条、消防庁告示第2号）	1
➢ **小口現金出納帳・金種別表・月次試算表を適切に作成すること。** ◇ 取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等に際し、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計処理及び出納管理を行う必要があるが、平成31年〇月〇日時点の小口現金出納帳と金銭残高金種別表及び月次試算表の現金が一致しておらず、現金管理が不適正である。 （留意事項1-(1)）	1
合計（延べ）	14

【根拠法令等】
＊都条例第43号
　＝平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
＊都規則第47号
　＝平成24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
＊東京都震災対策条例
　＝平成12年12月22日東京都条例第202号「東京都震災対策条例」
＊東京都帰宅困難者対策条例
　＝平成24年3月30日東京都条例第17号「東京都帰宅困難者対策条例」
＊消防庁告示第2号
　＝平成13年4月6日消防庁告示第2号「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示」
＊児童養護施設運営指針
　＝平成24年3月29日雇児発0329第1号「社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針」別添1「児童養護施設運営指針」
＊留意事項
　＝平成28年3月31日雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」

イ 児童自立支援施設

実地検査を行った2施設のうち、1施設が文書指摘を受けています。この施設は「防災訓練（避難・消火・地震等）を適切に実施すること」について指摘されています。

ウ 乳児院

実地検査を行った11施設のうち、5施設が何らかの文書指摘を受けています。その5施設のうち、3施設が「防災訓練（避難・消火・地震等）を適切に実施すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
➢ **防災訓練（避難・消火・地震等）を適切に実施すること。** ◇ 非常災害に対応する具体的計画に基づき、不断の注意と訓練をするように努めなければならず、避難訓練及び消火訓練については月１回以上実施しなければならないが、消火訓練を実施していない月があった。 （都条例第43号第20条第2項、都規則第47号第5条）	3
➢ **職員配置について、国基準・都基準を充たすこと。** ◇ 国及び都の職員配置基準を充たすとともに、施設運営に必要な職員を確保しなければならない。看護師については、職員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増やすごとに1人以上配置する必要があるが、検査日現在において看護師1名が不足している。 （都条例第43号第26条、都規則第47号第7条）	2
➢ **事故防止について、必要な措置を講じること。** ◇ 利用者の事故防止のための措置として、職員の不注意や危機意識の欠如等により乳幼児の安全が脅かされることのないよう、具体的な取組として、事故発生対応マニュアル、虐待対応マニュアル等を作成し、職員に周知しなければならないが、事故発生対応や虐待発生時対応等を含めたマニュアルが作成されていない。 （乳児院運営指針第Ⅱ部5）	1
➢ **自立支援計画を策定すること。** ◇ 入所している個々の乳幼児について、当該乳幼児やその家庭状況等を勘案し、自立を支援するための計画を作成しなければならないが、入所中の乳幼児についての自立支援計画を作成していない。 （都条例第43号第30条、雇児福発第0810001号）	1
合計（延べ）	7

【根拠法令等】
＊都条例第43号
　＝平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
＊都規則第47号
　＝平成24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
＊乳児院運営指針
　＝平成24年3月29日雇児発0329第1号「社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針」別添2「乳児院運営指針」

＊雇児福発第0810001号
＝平成17年8月10日雇児福発第0810001号「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」

エ 母子生活支援施設

実地検査を行った8施設のうち、1施設が文書指摘を受けています。この施設は「契約を適正な方法により行うこと」について指摘されています。

オ 自立援助ホーム

実地検査を行った7施設のうち、3施設が何らかの文書指摘を受けています。その3施設のうち、2施設が「避難訓練（避難・消火・地震等）を適切に実施すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
➢ **避難訓練（避難・消火・地震等）を適切に実施すること。** ◇ 非常災害に対応する具体的計画に基づき、不断の注意と訓練をするように努めなければならないが、避難訓練等の非常災害に対する訓練を実施していない。 （児童福祉法施行規則第36条の15）	2
➢ **虐待の防止について、適切な措置を講じること。** ◇ 虐待の防止のため、職員に対し研修を実施するなどの措置を講じ、利用者に虐待を行ってはならない旨、徹底しなければならないが、マニュアルの整備や、職員に対する研修が不十分である。 （児童福祉法施行規則第36条の5、児童自立生活援助事業実施要綱第9⑸①及び②、自立援助ホーム運営指針第Ⅱ部3⑹）	1
➢ **苦情解決について、適切な措置を講じること。** ◇ 利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じるとともに、苦情の公正な解決を図るために、当該児童自立生活援助事業所の職員以外の者を苦情の解決に関与させなければならないが、苦情受付担当者が設置されておらず、苦情解決責任者、苦情解決の仕組みについて利用者へ周知していない。 （児童福祉法施行規則第36条の22第1項及び第2項、児童自立生活援助事業実施要綱第9⑸③及び④、苦情解決の仕組みの指針）	1

➢ **非常災害に対する具体的計画を作成すること。** ◇ 非常災害に対応する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならないが、非常災害に対する具体的計画を作成していない。 （児童福祉法施行規則第36条の15）	1
合計（延べ）	5

【根拠法令等】
＊児童福祉法施行規則
　＝昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」
＊児童自立生活援助事業実施要綱
　＝平成10年4月22日児発第344号「児童自立生活援助事業の実施について」別紙「児童自立生活援助事業実施要綱」
＊自立援助ホーム運営指針
　＝平成24年3月29日雇児発0329第1号「社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針」別添7「自立援助ホーム運営指針」
＊苦情解決の仕組みの指針
　＝平成12年6月7日障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」別紙「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」

（3） 指導事例

ア 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院

（防災訓練（避難・消火・地震等）を適切に実施すること。）

○　児童福祉施設においては、非常災害に対応する具体的計画に基づき、不断の注意と訓練をするように努めなければならず、避難訓練及び消火訓練については、月1回以上実施する必要があります。

○　しかしながら、東京都の実地検査において、消火訓練が実施されていない月がある事例が見受けられました。

○　こうした事例に対して都は、児童の安全な生活を確保するため、非常災害に対する具体的計画に基づき、実地訓練を伴う避難訓練及び消火訓練を月1回以上実施するよう指導しています。

【根拠法令等】
＊平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第20条第2項
＊平成24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第5条

イ 母子生活支援施設

（契約を適正な方法により行うこと。）

○　社会福祉法人における契約については、契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合や緊急の必要により競争に付すことができない場合において、随意契約によることができます。

○　しかしながら、東京都の実地検査において、建物保守管理業務委託契約について合理的な理由を示すことなく3社の見積り比較による随意契約を行っている事例が見受けられました。

○　こうした事例に対して都は、契約を適正な方法により行うよう指導を行っています。

【根拠法令等】
＊平成29年3月29日付雇児総発0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」Ⅰ(3)
＊社会福祉法人○○会経理規程第○○条

ウ 自立援助ホーム

（苦情解決について適切な措置を講じること。）

○　児童自立生活援助事業者においては、利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じるとともに、苦情の公正な解決を図るために、当該児童自立生活援助事業所の職員以外の者を苦情の解決に関与させなければなりません。

○　しかしながら、東京都の実地検査においては、苦情受付担当者が設置されていない、また、苦情解決責任者、苦情解決の仕組みについて、利用者へ周知していない事例が見受けられました。

○　こうした事例に対して都は、苦情受付担当者を設置し、利用者に周知すること。また、苦情解決責任者は、苦情解決責任者の氏名及び連絡先、苦情解決の仕組みについて利用者へ周知をするよう指導を行っています。

【根拠法令等】
＊昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」第36条の22第1項及び第2項
＊平成10年4月22日児発第344号「児童自立生活援助事業の実施について」別紙「児童自立生活援助事業実施要綱」第9⑸③及び④
＊平成12年6月7日障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」別紙「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」